

ごうりてきはいりよ

ていきょう

ぎむ

“合理的配慮の提供が義務” になります

むりょう
無料
ようやく
要予約

かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう
～改正障害者差別解消法が公布されました～

障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供が求められていました。令和3年6月には改正法が公布され、これまで「努力義務」とされていた「事業者における合理的配慮の提供」が公布後3年以内に「義務化」されることになりました。

障害のある方の社会参加が進む中、障害のある方に必要な配慮を行うことは、これからの共生社会を推進する上で、事業者求められる重要なポイントであるとともに、経営者のみならず従業員の皆様一人ひとりが理解を深めていただくことで将来的な顧客の獲得にも繋がるものと考えられます。

今回の講座では、「障害を理由とする差別」とはどのようなことか、「合理的配慮の提供」とはどのようなものか、障害のある方への適切な接遇や、コミュニケーション方法、障害種別ごとのポイントなどを学んでいただける内容となっています。ぜひ、奮ってご参加ください！

オンライン講座となります。下記の日程から選択してお申込みください。

~~10/25(火) 13:30～16:00
定員50名~~

11/10(木) 13:30～16:00
定員50名

プログラム 受講した方には修了証を発行!

障害者差別解消法及び沖縄県障害のある人もない人も
共に暮らしやすい社会づくり条例の概要

合理的配慮の提供義務について (60分)

講師：沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

休憩 (10分)

『見える障がい、見えない障がい、それぞれに対する配慮』

- ・見える障がいとは何か? ・見えない障がいとは何か?
 - ・身体的障がいのサポートについて
 - ・知的・発達・精神障がいのサポートについて
- (60分)

講師：一般社団法人 琉球スポーツサポート
代表理事 手登根 雄次 氏

質疑応答・アンケート記入 (20分)

講師

一般社団法人 琉球スポーツサポート
代表理事 手登根 雄次 氏

教員になることを夢見て、学校現場に立つがそこで障がいの者のスポーツ活動に課題を感じ一般社団法人 琉球スポーツサポートを設立。県内複数の大学・専門学校にて、障がいの者の特性理解や配慮の考え方、コミュニケーション実例等を指導している。



イベントに関する
お問い合わせ

ココロつながるプロジェクト事務局
TEL:080-7812-6890 FAX:098-961-6716

ココロつながるプロジェクト特設サイト
ココロつながるプロジェクト

